

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項の規定にもとづく農業者等の協議が行われたので同項の規定により公表する。

平成31年3月25日

下田市長 福井 祐輔

記

1. 対象とした区域

下田市全域

2. 結果をとりまとめた年月日

平成31年3月25日

3. 今後の地域の中心となる経営体

(経営体数)

法人	個人	集落営農
1経営体	15経営体	7組織

4. 地域における担い手の確保状況

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手に集積・集約化する、担い手の分散錯圖を解消する、新規参入者に集積・集約化する、耕作放棄地を解消する。

6. 農地中間管理機構の活用方針

中心経営体の借受け意向のある地域において、農地の貸付希望者や離農（予定）者が存在する場合には、双方の意向を確認したうえで、農地中間管理機構の活用を推進する。

7. 今後の地域農業のあり方

6次産業化、高付加価値化、新規就農の促進を推進する。